

# 伊勢原市災害時要援護者避難支援計画

平成 1 9 年 4 月

# 伊勢原市災害時要援護者避難支援計画

この計画は、伊勢原市地域防災計画(平成18年伊勢原市防災会議告示第1号)に定めるもののほか、災害時要援護者(必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を執ることに支援を要する者をいう。以下同じ。)の自助及び当該災害時要援護者が居住する地域(近隣)の共助(支え合い)を基本として、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制などを定めることにより、災害時要援護者の安全・安心体制を強化することを目的とする。

## 1 災害時要援護者の対象者の範囲

災害時要援護者の対象者の範囲は、次の高齢者等、障害者その他市長が必要と認める者とする。

### (1) 高齢者等

#### ア 要介護高齢者等

介護保険の「要介護3以上の者」で、在宅で生活するもの

要介護3：立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄や入浴、衣類の着脱などで全体の介助が必要な者

#### イ ねたきり高齢者及び認知症高齢者

伊勢原市在宅ねたきり老人及び認知症老人登録要綱(平成12年伊勢原市告示第48号)第2条第2項及び第3項に規定する「ねたきり老人」及び「認知症老人」で、同要綱第5条の登録者

ねたきり老人：在宅の満65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に基づく要介護認定(以下「要介護認定」という。)において要介護4以上の者で、障害老人の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102号-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)のランクB-2以上に該当している状態が6箇月(病院の入院期間を含む。)以上継続しているもの

認知症老人：在宅の満65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 上記(1)に該当する者
- (2) 要介護認定において要介護状態の認定を受けた者で、認知症老人の日常生活自立度判定基準(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)のランク以上に該当し、介護負担が大きいと認められ、その状態が継続すると認められるもの

#### ウ 一人暮らし高齢者

伊勢原市ひとり暮らし老人登録要綱(昭和58年4月1日施行)第2条に規定する「ひとり暮らし老人」で、同要綱第6条の対象者

ひとり暮らし老人：在宅の満65歳以上の者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本市に現に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者
- (2) 老人ホーム等の施設に入所していない者
- (3) 常時居住している家屋に同居者がいない者
- (4) 家屋のある同一敷地内に配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)又は三親等内の者が居住していない者

#### エ 高齢者夫婦等世帯の高齢者

伊勢原市まごころ配食サービス事業実施要綱(平成6年伊勢原市告示第53号)別表3の項第2号に規定する65歳以上の者のみからなる世帯及び65歳以上の者と60歳以上の者又は18歳以下の者との世帯の高齢者で、同要綱第6条の規定による通知を受けたもの

高齢者夫婦等世帯の高齢者：65歳以上の者のみからなる世帯及び65歳以上の者と60歳以上の者又は18歳以下の者との世帯の高齢者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 老人ホーム等の施設に入所していない者
- (3) 常時居住している家屋に、19歳以上60歳未満の同居者がいない者
- (4) 家屋のある同一敷地内に、19歳以上60歳未満の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）又は三親等内の者が居住していない者

## (2) 障害者

### ア 身体障害者

身体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」の者

視覚障害1・2級、聴覚又は平衡機能の障害2級、肢体不自由（上肢）1・2級、肢体不自由（下肢）1・2級、肢体不自由（体幹）1・2級、肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級、肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能又は移動機能））1・2級、心臓機能障害1級、じん臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、ぼうこう又は直腸の機能障害1級、小腸機能障害1級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1・2級

### イ 知的障害者

療育手帳判定基準の障害程度「最重度（A1）及び重度（A2）」の者

最重度（A1）： 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という。）がおおむね20以下のもの  
指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という。）の1級、2級又は3級に該当するもの  
重 度（A2）： 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの  
指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの

### ウ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者

1級：日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者

## (3) その他市長が必要と認める者

前2号に準ずる者で、災害時の避難支援を希望するもののうち、市長が必要と認めるもの

## 2 災害時要援護者登録制度

- (1) 前項の対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望するものは、伊勢原市避難支援登録カード（第1号様式。以下「登録カード」という。）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。
- (2) 前号の場合において、同号の災害時の避難支援を希望する者で、当該個人情報を市が自主防災組織代表などの関係機関等に提供することを承諾しないものは、登録カードを提出する際に、その旨を申し出なければならない。
- (3) 前2号の規定による登録カードの作成及び提出については、民生委員法（昭和23年法律第198号）第17条第2項の規定に基づき、該当する地区の民生委員に依頼して行うものとする。
- (4) 市長は、登録カードの提出があった場合は、当該登録カードに次項及び第4項の規定による情報伝達者、避難支援者等を記入するとともに、次に定めるところにより、当該災害時要援護者の登録を行うものとする。

ア 第2号の規定による申出を行わなかった者の登録 伊勢原市災害時要援護者登録台帳（個人情報提供承諾者用）（第2号様式の1。以下「登録台帳その1」

という。)に登録する。

イ 第2号の規定による申出を行った者の登録 伊勢原市災害時要援護者登録台帳（個人情報提供不承諾者用）（第2号様式の2。以下「登録台帳その2」という。）に登録する。

(5) 登録カード及び登録台帳その1・その2により保管している情報並びに新規に災害時の避難支援を希望する者の情報については、おおむね半年ごとに情報の更新及び新規情報の収集に係る作業を実施するものとする。

### 3 災害時要援護者への避難準備情報、避難勧告又は避難指示の情報伝達者

(1) 災害時要援護者に対して避難準備情報（避難勧告又は避難指示に先立つ、災害時要援護者に対する事前の避難に関する情報をいう。）、避難勧告（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項に規定する避難のための立退きの勧告をいう。以下同じ。）又は避難指示（災害対策基本法第60条第1項に規定する避難のための立退きの指示をいう。以下同じ。）の情報を伝達する者（以下「情報伝達者」という。）として、次の順位による2名を充てる。

災害時要援護者	避難準備情報、避難勧告又は避難指示の情報伝達者	
	第1順位	第2順位
高齢者等 要介護者 一人暮らし高齢者 高齢者夫婦等世帯の高齢者 身体障害者 知的障害者 精神障害者 その他市長が必要と認める者	自主防災組織代表 (自治会長)	民生委員

(2) 第1及び第2順位の情報伝達者は、必要に応じて、情報伝達者に代わって避難準備情報、避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の情報を伝達する者（以下「情報伝達補助員」という。）を、当該自主防災組織での協議により指名するものとする。この場合において、1人の災害時要援護者に対する情報伝達補助員の人数は、別に定める例を参考にして、当該自主防災組織で定めるものとする。

### 4 災害時要援護者の避難支援者

(1) 災害時要援護者に対して避難の支援を行う者（以下「避難支援者」という。）として、次の順位による2名を充てる。

災害時要援護者	避難支援者	
	第1順位	第2順位
高齢者等 要介護者 一人暮らし高齢者 高齢者夫婦等世帯の高齢者 身体障害者 知的障害者 精神障害者 その他市長が必要と認める者	自主防災組織代表 (自治会長)	民生委員

(2) 前項第2号の規定は、避難支援者に代わって避難の支援を行う者（以下「避難支援補助員」という。）の指名について準用する。この場合において、同号中「情報伝達者」とあるのは「避難支援者」と、「情報伝達者に代わって避難準備情報、避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の情報を伝達する者（以下「情報伝達補助員」という。）」とあるのは「避難支援補助員」と、「情報伝達補助員」とあるのは「避難支援補助員」と読み替えるものとする。

(3) 前号の場合において、第1及び第2順位の避難支援者は、情報伝達補助員が避難支援補助員を兼ねるよう指名するものとする。

## 5 支援団体等との協議等

- (1) 市長は、第2項第4号の規定により災害時要援護者の登録（同項第5号の規定による更新及び新規情報の登録を含む。）を行った場合は、当該災害時要援護者に係る情報伝達者及び避難支援者並びに災害時等における安否確認や避難支援などの防災活動にかかわる機関と、当該各活動への協力及び当該災害時要援護者情報の共有についての協議を行い、その意思を確認するものとする。
- (2) 市長は、前号の協議が整った場合は、次に定めるところにより通知するものとする。
  - ア 災害時要援護者 第3項第2号並びに前項第2号及び第3号の規定による自主防災組織での協議が整った後に、伊勢原市災害時要援護者登録通知書（第3号様式）に登録カードを複写したものを添えて通知する。
  - イ 情報伝達者及び避難支援者並びに災害時等における安否確認や避難支援などの防災活動にかかわる機関 伊勢原市災害時要援護者登録及び情報共有通知書（第4号様式）に第2項第2号の規定による申出を行わなかった者の登録カード（「表」の部分に限る。）及び登録台帳その1を複写したものを添えて通知する。
- (3) 前号イの規定は、災害時要援護者のうち、第2項第2号の規定による申出を行った者に係る避難準備情報等が発表されたときの通知について準用する。この場合において、同号イ中「申出を行わなかった者」とあるのは「申出を行った者」と、「登録台帳その1」とあるのは「登録台帳その2」と読み替えるものとする。
- (4) 市長は、第2項第5号の規定による更新後と更新前の登録内容とが同一である場合は、第2号の通知を省略することができる。

## 6 災害時要援護者への避難準備情報等の情報伝達及び避難支援の実施

- (1) 避難準備情報等が発表され、当該情報が避難地区住民に周知された場合は、当該地区の情報伝達者又は情報伝達補助員及び避難支援者又は避難支援補助員は、災害時要援護者に対して、それぞれ所管する次の支援を実施する。
  - ア 情報伝達者又は情報伝達補助員 電話、ファックス、個別訪問その他の方法により避難準備情報等の情報を伝達する。
  - イ 避難支援者又は避難支援補助員 地域防災計画に定めるところにより、避難の支援を行う。
- (2) 避難準備情報等が発表された場合の災害時要援護者への避難支援等については、別図の順序を基本として実施するものとする。

## 7 情報伝達及び避難支援等に関するモデル事業の実施

市長は、モデル地区を選定し、前項の規定に基づく訓練を実施することにより、この計画の検証を行うものとする。

附 則（平成19年3月20日伊勢原市告示第20号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月23日伊勢原市告示第76号）

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年7月26日伊勢原市告示第108号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年1月18日伊勢原市告示第2号）

この告示は、公表の日から施行する。